

1. 点検実施状況(平成26～30年度)

資料2-1

(1) 地方公共団体等が管理する橋梁・トンネル・道路附属物等の点検状況

【橋梁】

近畿 地公体の道路橋点検状況(橋梁数)



H30. 10月末時点

H30点検計画数 (①)	H30点検状況						完了率
	執行状況			発注状況			完了見込率 現時点
	点検中 (②)	完了数 (③)	残数(10月末) (①-②)	一括発注の有無 (○・×)	単独発注の有無 (○・×)	直営点検の有無 (○・×)	
16,916	-	-	-	-	-	-	-
4,914	4,909	3,436	5	-	-	-	100%
110	110	105	-	×	○	○	100%
43	43	38	-	×	○	×	100%
18	18	16	-	×	○	○	99%
214	214	186	-	○	×	×	100%
44	44	44	-	○	×	×	100%
28	28	22	-	×	○	×	100%
1,171	1,171	-	-	×	○	×	100%
57	57	57	-	×	○	×	99%
195	195	67	-	×	○	○	99%
46	46	30	-	○	×	×	100%
368	368	368	-	×	○	×	100%
7	5	-	2	×	×	○	100%
3	1	-	2	×	○	×	99%
404	404	371	-	○	○	×	100%
147	147	145	-	○	×	×	100%
4	4	-	-	×	○	×	100%
-	-	-	-	×	×	×	100%
179	179	178	-	○	×	×	100%
143	143	123	-	○	×	×	100%
164	164	159	-	○	×	×	100%
3	3	3	-	○	×	×	100%
98	98	96	-	○	×	×	100%
99	99	88	-	○	×	×	99%
-	-	-	-	×	×	×	100%
-	-	-	-	×	×	×	98%
7	7	7	-	○	×	×	100%
6	6	6	-	○	○	×	100%
-	-	-	-	×	×	×	100%
65	65	65	-	○	×	×	99%
202	202	202	-	○	○	×	99%
-	-	-	-	×	×	×	100%
246	246	246	-	○	×	×	99%
-	-	-	-	×	×	×	100%
87	87	87	-	○	×	×	100%
1	1	1	-	×	○	×	100%
159	158	151	1	○	×	×	100%
-	-	-	-	×	×	×	100%
176	176	176	-	○	×	×	100%
-	-	-	-	×	×	×	99%
100	100	96	-	○	×	×	100%
-	-	-	-	×	×	×	100%
3	3	-	-	×	×	○	100%
70	70	70	-	○	×	×	99%
10	10	10	-	○	×	×	97%
154	154	154	-	○	×	×	100%
1	1	-	-	×	○	×	100%
-	-	-	-	×	×	×	100%
-	-	-	-	×	×	×	100%
82	82	69	-	○	×	×	100%
-	-	-	-	×	×	×	100%

※1 橋梁の移管・廃止等あり

1. 点検実施状況(平成26～30年度)

(1) 地方公共団体等が管理する橋梁・トンネル・道路附属物等の点検状況

【トンネル】

近畿 地公体のトンネル点検状況

■ H26実績 ■ H27実績 ■ H28実績 ■ H29実施 ■ H30計画



H30. 10月末時点

H30点検計画数 (①)	H30点検状況						完了率
	執行状況			発注状況			完了見込率
	点検中 (②)	完了数 (③)	残数(10月末) (①-②)	一括発注の有無 (○・×)	単独発注の有無 (○・×)	直営点検の有無 (○・×)	現時点
(402)	-	-	-	-	-	-	-
126	101	62	25	-	-	-	100%
-	-	-	-	-	-	-	100%
-	-	-	-	-	-	-	100%
23	-	-	23	×	○	×	23%
23	23	18	-	○	×	×	100%
1	1	1	-	○	×	×	100%
2	2	-	-	×	○	×	100%
23	23	-	-	×	○	×	100%
6	6	6	-	×	○	×	100%
33	33	30	-	×	○	×	100%
1	1	-	-	×	○	×	100%
-	-	-	-	-	-	-	100%
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	0%
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	100%
1	1	1	-	×	○	×	100%
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	-	1	×	×	×	0%
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	50%
-	-	-	-	-	-	-	-
4	4	4	-	○	×	×	100%
2	2	-	-	×	○	×	100%
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	-	1	○	×	×	50%
-	-	-	-	-	-	-	100%
1	1	-	-	○	×	×	75%
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	100%
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
1	1	-	-	×	○	×	100%
2	2	2	-	○	×	×	67%

※1 橋梁の移管・廃止等あり

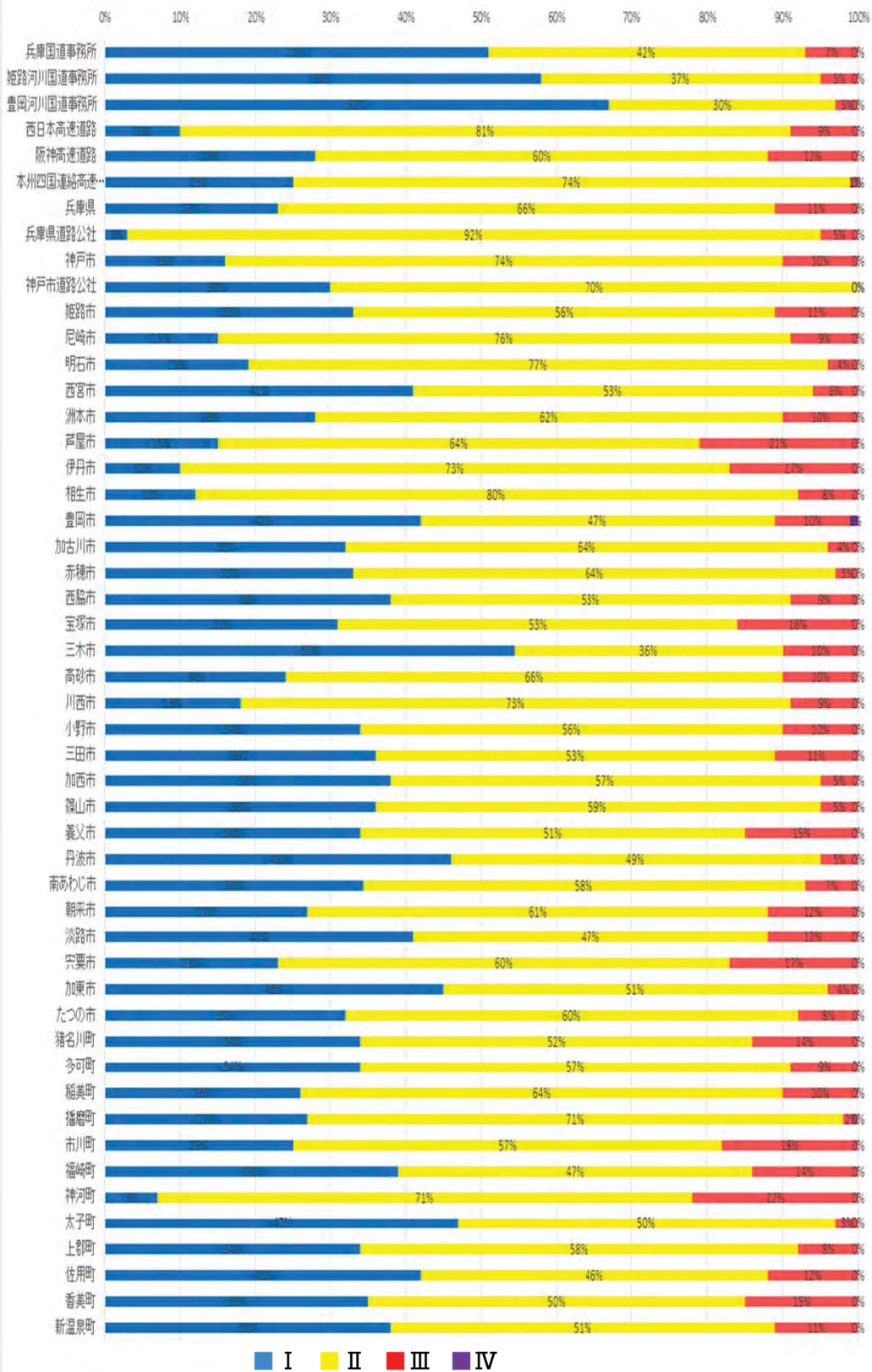
2. 点検結果(平成26~29年度)

資料2-2

(1) 地方公共団体が管理する橋梁・トンネル・道路附属物等の市町村別点検結果

【橋梁】

H26~H29点検結果



管理施設数 (点検数)	管理施設数 (全体)
414	526
390	432
270	290
665	879
131	175
218	246
3,480	4,717
250	309
1,958	2,331
50	50
2,289	2,657
718	721
179	183
242	649
397	546
72	76
414	414
83	262
1,118	1,259
701	865
390	393
254	349
320	423
271	270
313	318
181	192
260	263
372	372
178	245
620	826
589	598
836	1,092
720	720
511	608
776	776
427	589
246	285
584	763
160	163
408	512
168	168
45	48
191	269
199	216
107	262
175	175
314	320
671	671
364	452
351	354

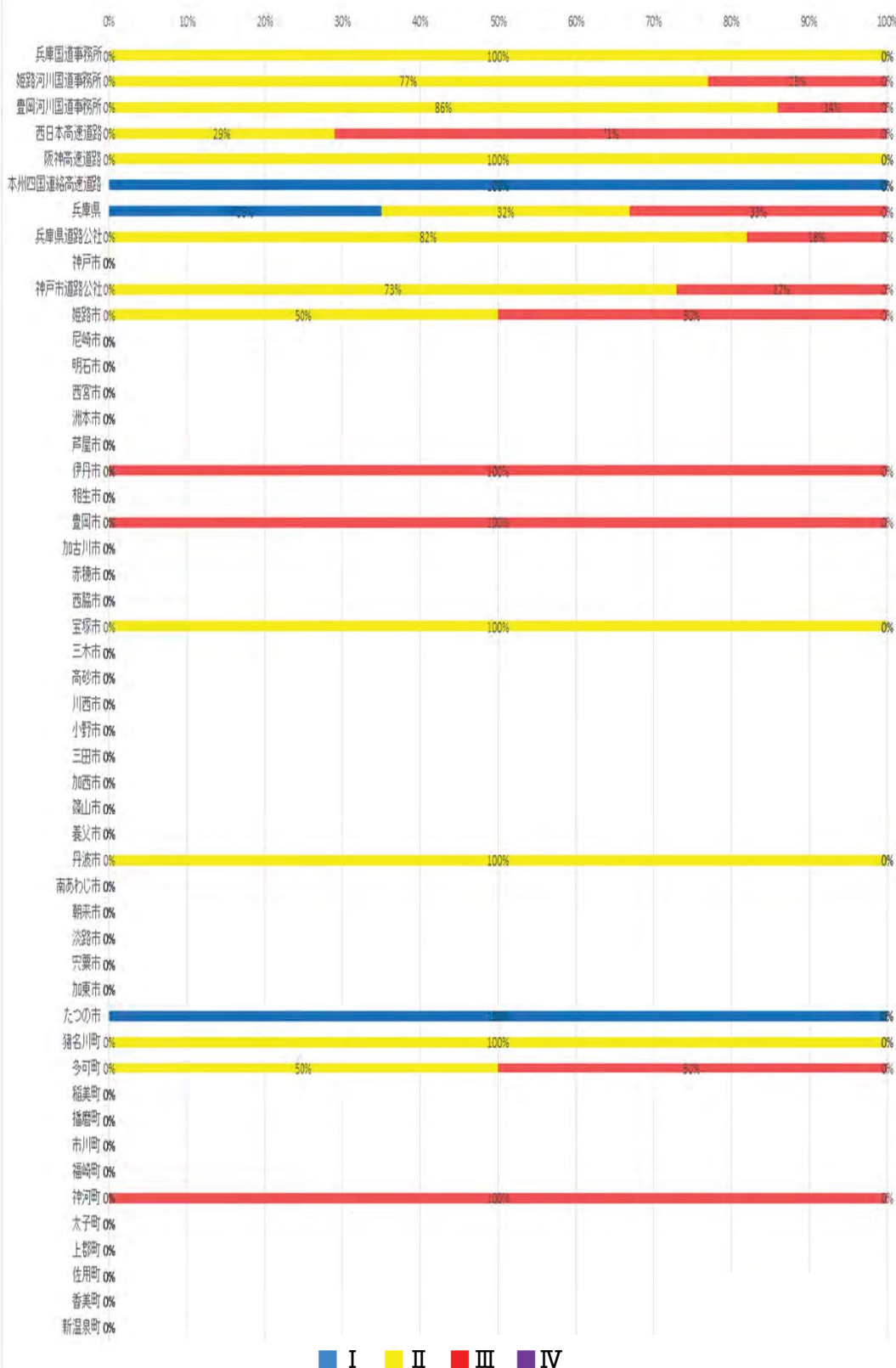
H30. 10月末時点

2. 点検結果(平成26～29年度)

(1) 地方公共団体が管理する橋梁・トンネル・道路附属物等の市町村別点検結果

【トンネル】

H26～H29点検結果



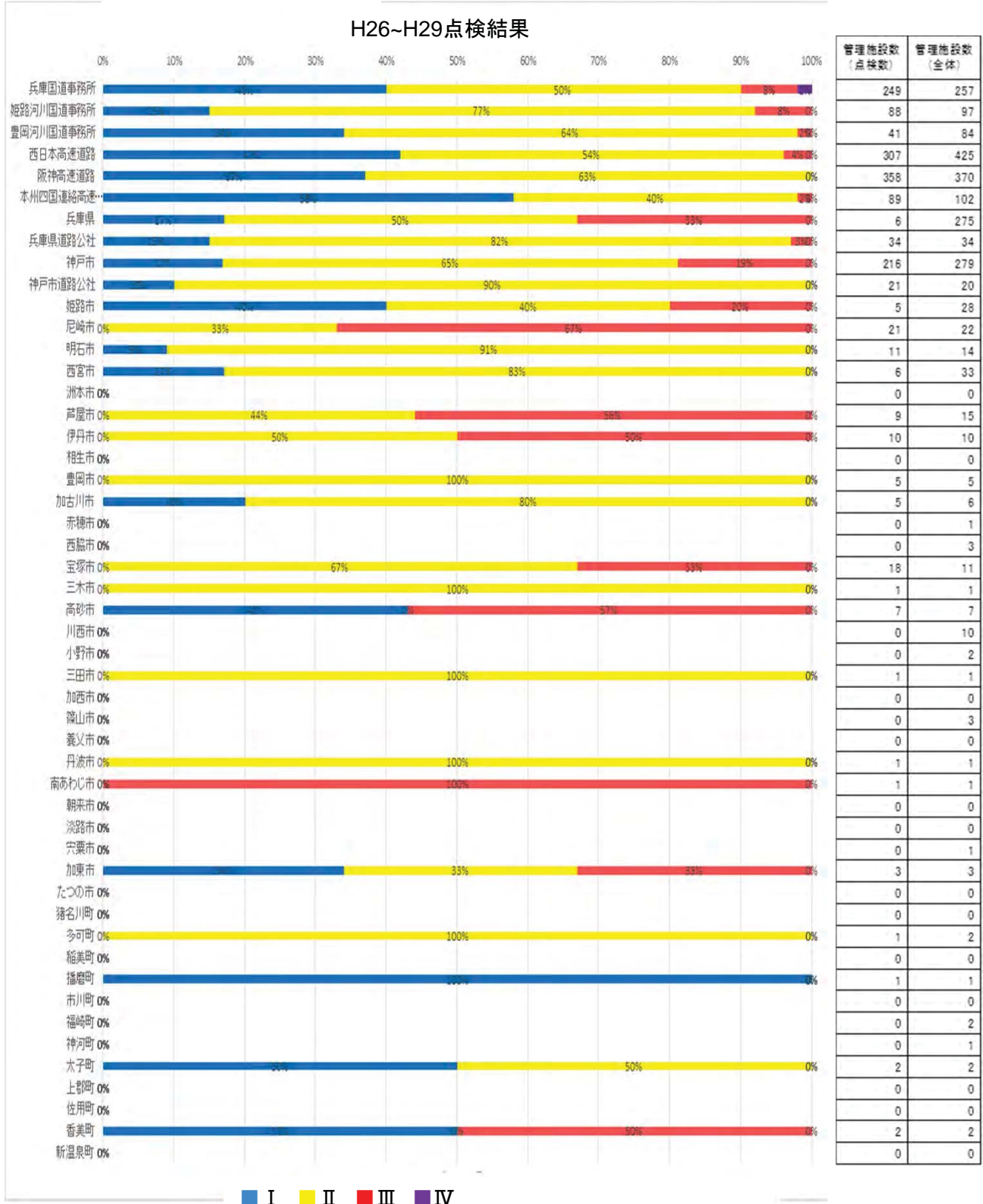
管理施設数 (点検数)	管理施設数 (全体)
6	6
13	13
7	30
66	89
30	31
8	10
78	101
11	17
0	33
11	12
2	2
0	0
0	0
0	0
0	1
0	0
1	1
0	1
1	1
0	0
0	0
0	0
2	2
0	0
0	1
0	0
0	0
0	0
0	0
0	2
0	0
1	2
0	0
0	4
0	2
0	0
0	0
0	0
0	0
1	1
0	0
0	2
0	0
0	1
0	3

H30. 10月末時点

2. 点検結果(平成26～29年度)

(1) 地方公共団体が管理する橋梁・トンネル・道路附属物等の市町村別点検結果

【道路附属物】



H30. 10月末時点

3. 修繕・措置の現状

発出元 → 発出先

(1) 判定区分Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの施設の修繕実施状況(H26～H29点検施設)

【橋梁】

Ⅲ、Ⅳ判定施設数(事後保全)

	対象施設数	修繕着手数	修繕着手率
国	56	23	41%
高速道路	78	4	5%
兵庫県	409	8	2%
政令市	205	41	20%
市町 (政令市除く)	1742	235	13%

【トンネル】

Ⅲ、Ⅳ判定施設数(事後保全)

	対象施設数	修繕着手数	修繕着手率
国	4	2	50%
高速道路	47	20	43%
兵庫県	28	18	64%
政令市	3	2	67%
市町 (政令市除く)	5	0	0%

Ⅱ判定施設数(予防保全)

	対象施設数	修繕着手数	修繕着手率
国	407	46	11%
高速道路	771	1	0%
兵庫県	2518	7	0%
政令市	1483	30	2%
市町 (政令市除く)	9825	223	2%

Ⅱ判定施設数(予防保全)

	対象施設数	修繕着手数	修繕着手率
国	25	0	0%
高速道路	49	0	0%
兵庫県	33	0	0%
政令市	8	5	63%
市町 (政令市除く)	9	2	22%

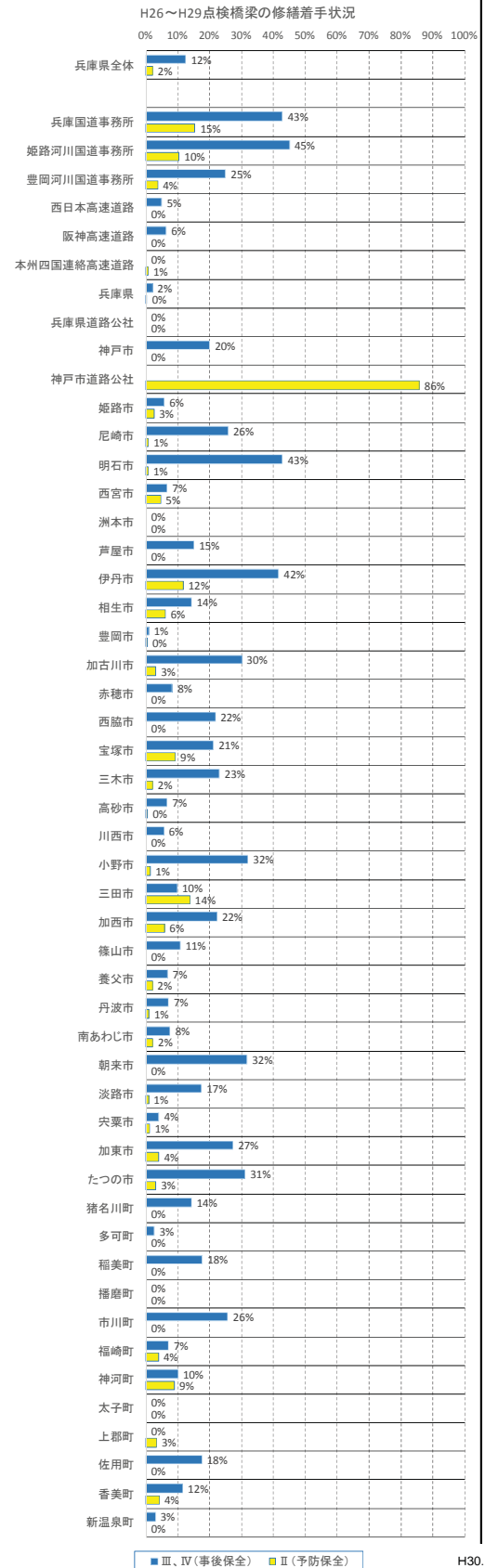
H30. 10月末時点

4.修繕・措置の現状(平成30年10月末現在)

【橋梁】

(1)判定区分Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの施設の修繕実施状況(H26～H29点検施設)

自治体等名称	H26～H29点検橋梁の修繕着手状況					
	判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕(事後保全)			判定区分Ⅱの修繕(予防保全)		
	対象施設数	修繕着手数	修繕着手率	対象施設数	修繕着手数	修繕着手率
兵庫県全体	2,490	311	12%	15,004	307	2%
兵庫県道事務所	28	12	43%	182	28	15%
姫路河川国道事務所	20	9	45%	144	15	10%
豊岡河川国道事務所	8	2	25%	81	3	4%
西日本高速道路	60	3	5%	538	-	0%
阪神高速道路	16	1	6%	78	-	0%
本州四国連絡高速道路	2	-	0%	155	1	1%
兵庫県	397	8	2%	2,293	7	0%
兵庫県道路公社	12	-	0%	225	-	0%
神戸市	205	41	20%	1,448	-	0%
神戸市道路公社	対象無し			35	30	86%
姫路市	263	15	6%	1,267	32	3%
尼崎市	66	17	26%	541	4	1%
明石市	7	3	43%	138	1	1%
西宮市	15	1	7%	130	6	5%
洲本市	41	-	0%	246	-	0%
芦屋市	20	3	15%	50	-	0%
伊丹市	72	30	42%	299	35	12%
相生市	7	1	14%	66	4	6%
豊岡市	118	1	1%	535	2	0%
加古川市	30	9	30%	449	14	3%
赤穂市	12	1	8%	253	-	0%
西脇市	23	5	22%	136	-	0%
宝塚市	66	14	21%	217	20	9%
三木市	26	6	23%	95	2	2%
高砂市	30	2	7%	207	1	0%
川西市	18	1	6%	136	-	0%
小野市	25	8	32%	149	2	1%
三田市	41	4	10%	196	27	14%
加西市	9	2	22%	104	6	6%
篠山市	28	3	11%	361	-	0%
養父市	89	6	7%	297	6	2%
丹波市	42	3	7%	411	4	1%
南あわじ市	53	4	8%	417	9	2%
朝来市	60	19	32%	312	-	0%
淡路市	92	16	17%	366	3	1%
宍粟市	74	3	4%	255	3	1%
加東市	11	3	27%	123	5	4%
たつの市	45	14	31%	354	11	3%
猪名川町	21	3	14%	84	-	0%
多可町	38	1	3%	232	-	0%
稲美町	17	3	18%	108	-	0%
播磨町	1	-	0%	32	-	0%
市川町	35	9	26%	109	-	0%
福崎町	28	2	7%	103	4	4%
神河町	20	2	10%	79	7	9%
太子町	8	-	0%	86	-	0%
上郡町	25	-	0%	181	6	3%
佐用町	80	14	18%	309	-	0%
香美町	52	6	12%	216	9	4%
新温泉町	34	1	3%	176	-	0%

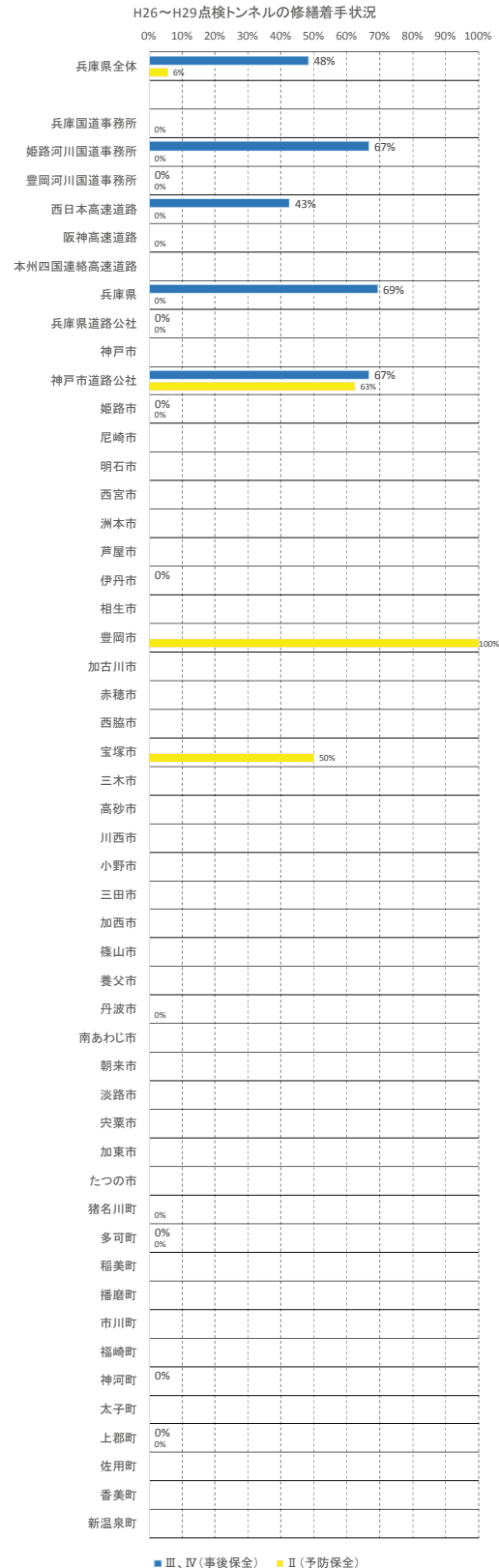


4. 修繕・措置の現状(平成30年10月末現在)

【トンネル】

(2) 判定区分Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの施設の修繕実施状況(H26～H29点検施設)

自治体等名称	H26～H29点検トンネルの修繕着手状況					
	判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕(事後保全)			判定区分Ⅱの修繕(予防保全)		
	対象施設数	修繕着手数	修繕着手率	対象施設数	修繕着手数	修繕着手率
兵庫県全体	87	42	48%	124	7	6%
兵庫県道事務所	対象無し			6	-	0%
姫路河川国道事務所	3	2	67%	13	-	0%
豊岡河川国道事務所	1	-	0%	6	-	0%
西日本高速道路	47	20	43%	19	-	0%
阪神高速道路	対象無し			30	-	0%
本州四国連絡高速道路	対象無し			対象無し		
兵庫県	26	18	69%	25	-	0%
兵庫県道路公社	2	-	0%	8	-	0%
神戸市	対象無し			対象無し		
神戸市道路公社	3	2	67%	8	5	63%
姫路市	1	-	0%	1	-	0%
尼崎市	対象無し			対象無し		
明石市	対象無し			対象無し		
西宮市	対象無し			対象無し		
洲本市	対象無し			対象無し		
芦屋市	対象無し			対象無し		
伊丹市	1	-	0%	対象無し		
相生市	対象無し			対象無し		
豊岡市	対象無し			1	1	100%
加古川市	対象無し			対象無し		
赤穂市	対象無し			対象無し		
西脇市	対象無し			対象無し		
宝塚市	対象無し			2	1	50%
三木市	対象無し			対象無し		
高砂市	対象無し			対象無し		
川西市	対象無し			対象無し		
小野市	対象無し			対象無し		
三田市	対象無し			対象無し		
加西市	対象無し			対象無し		
篠山市	対象無し			対象無し		
養父市	対象無し			対象無し		
丹波市	対象無し			1	-	0%
南あわじ市	対象無し			対象無し		
朝来市	対象無し			対象無し		
淡路市	対象無し			対象無し		
宍粟市	対象無し			対象無し		
加東市	対象無し			対象無し		
たつの市	対象無し			対象無し		
猪名川町	対象無し			2	-	0%
多可町	1	-	0%	1	-	0%
稲美町	対象無し			対象無し		
播磨町	対象無し			対象無し		
市川町	対象無し			対象無し		
福崎町	対象無し			対象無し		
神河町	1	-	0%	対象無し		
太子町	対象無し			対象無し		
上郡町	1	-	0%	1	-	0%
佐用町	対象無し			対象無し		
香美町	対象無し			対象無し		
新温泉町	対象無し			対象無し		



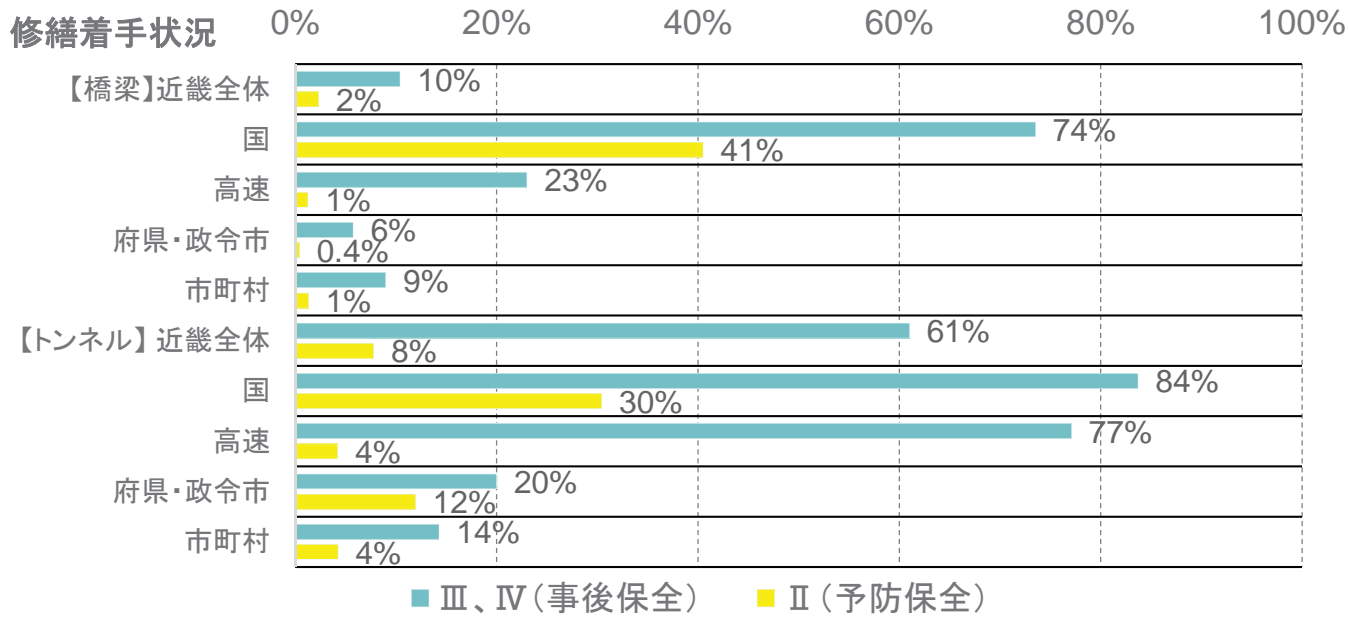
■ 道路メンテナンス年報の概要

- 平成29年度版道路メンテナンス年報が8月に公表
- 点検実施率は橋梁80%、トンネル71%、道路附属物等75%（全国）
- 国土交通省管理の舗装、小規模附属物の点検結果を初公表
- 判定区分Ⅲ、Ⅳ判定の修繕着手率 国約6割、地公体約1割（全国）

■ 討議内容

- ① 点検完了率100%をめざして近況確認 等
- ② 修繕着手率が低い要因、上げるための方策 等
- ③ 舗装、小規模附属物の点検結果の提供に向けた課題 等
- ④ 一括発注に関する課題、修繕工事への拡大 等

15



点検済み施設（平成26年度から平成28年度）の修繕着手率（近畿）

道路メンテナンス年報

国土交通省 道路局

平成30年8月

目次

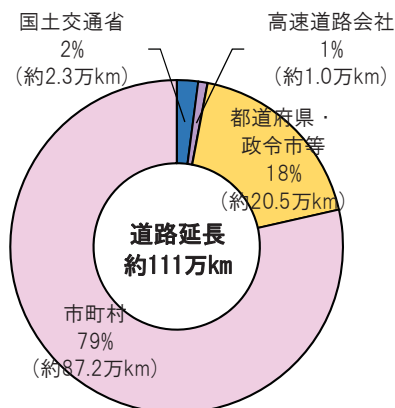
1. 道路メンテナンス年報について	1
(1)概要	
(2)橋梁・トンネル・道路附属物等の点検について	
(3)橋梁・トンネル・道路附属物等の健全性の診断について	
2. 点検実施状況と点検結果（平成 26～29 年度）	2
(1)橋梁・トンネル・道路附属物等	
(2)緊急輸送道路及び跨線橋等	
3. 点検実施状況と点検結果（平成 29 年度）	5
(1)橋梁・トンネル・道路附属物等	
1)全道路管理者	
2)国土交通省	
3)高速道路会社	
4)都道府県・政令市等	
5)市町村	
(2)緊急輸送道路及び跨線橋等	
(3)舗装	
(4)小規模附属物	
(5)土工構造物	
4. 修繕・措置の状況	23
(1)判定区分Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの施設の修繕実施状況(平成 26～28 年度点検施設)	
(2)判定区分Ⅳの施設の措置状況(平成 26～29 年度点検施設)	
5. 橋梁・トンネルの現状	28
(1)橋梁の現状	
(2)トンネルの現状	
6. 地方公共団体でのメンテナンスに向けた取り組み	36
(1)道路メンテナンス会議の開催	
(2)地域一括発注の状況	
(3)直轄診断・修繕代行	
(4)研修の実施状況	
(5)橋梁管理に携わる土木技術者数	
(6)個別施設計画の策定状況(平成 29 年度末時点)	
7. データ分析・活用の事例	40
(1)塩害の影響分析	
(2)凍結防止剤の影響分析	
※巻末資料	41

(3) 舗装

1) 概要

○ 舗装については、各道路管理者により、道路の役割や性格、修繕実施の効率性、ストック量、管理体制の視点から管内の道路を分類し、その分類に基づき点検などを行っています。

○ 管理者別の道路延長



H30.3 末時点

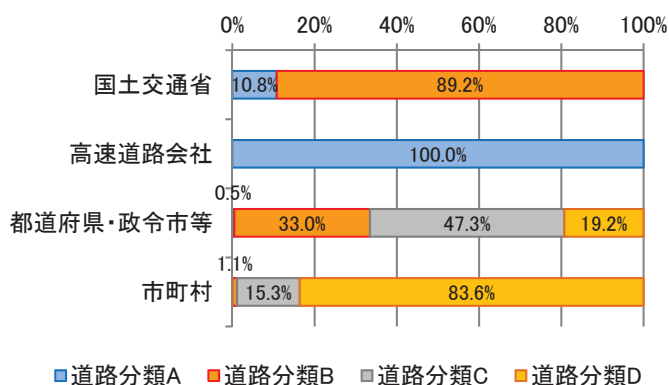
※延長は本線のみのため、IC、JCT等の延長は含まれません

○ 道路分類の考え方

大分類	小分類	分類	主な道路※ (イメージ)
道路分類の定義	損傷の進行が早い道路等 (例えば、大型車交通量が多い道路)	A	高速道路
	損傷の進行が緩やかな道路等 (例えば、大型車交通量が少ない道路)	B	直轄国道
		C	補助国道・県道
	生活道路等 (損傷の進行が極めて遅く、占用工事等の影響がなければ長寿命)	D	市町村道 政令市一般市道

※分類毎の道路選定は各道路管理者が決定しています(あくまでイメージであり、例えば市町村道であっても、道路管理者の判断により分類Bに区分している場合もあります)

○ 管理者区別の道路分類



H30.3 末時点

管理路線の一部を道路分類Bに区分している管理者数(地公体)

	回答数	該当数
都道府県	41	34
政令市	18	12
道路公社	26	12
市町村	1,492	155
計	1,577	213

2) 舗装の点検について

国土交通省の管理する道路の舗装は、平成 29 年度より舗装点検要領（平成 29 年 3 月 国土交通省 道路局 国道・防災課）に基づき、5 年に 1 回の頻度で目視を基本とする点検を実施しています。

国土交通省以外の道路管理者は、舗装点検要領（平成 28 年 10 月 国土交通省 道路局）（技術的助言）を参考に、適切に管理を行っています。

3) 舗装の健全性の診断について

舗装の健全性の診断は、以下の通り区分します。

<アスファルト舗装>

区分		状態
I	健全	損傷レベル小：管理基準に照らし、劣化の程度が小さく、舗装表面が健全な状態
II	表層機能保持段階	損傷レベル中：管理基準に照らし、劣化の程度が中程度
III	修繕段階	損傷レベル大：管理基準に照らし、それを超過している又は早期の超過が予見される状態
	III-1 表層等修繕	表層の供用年数が使用目標年数を超える場合（路盤以下の層が健全であると想定される場合）
	III-2 路盤打換等	表層の供用年数が使用目標年数未満である場合（路盤以下の層が損傷していると想定される場合）

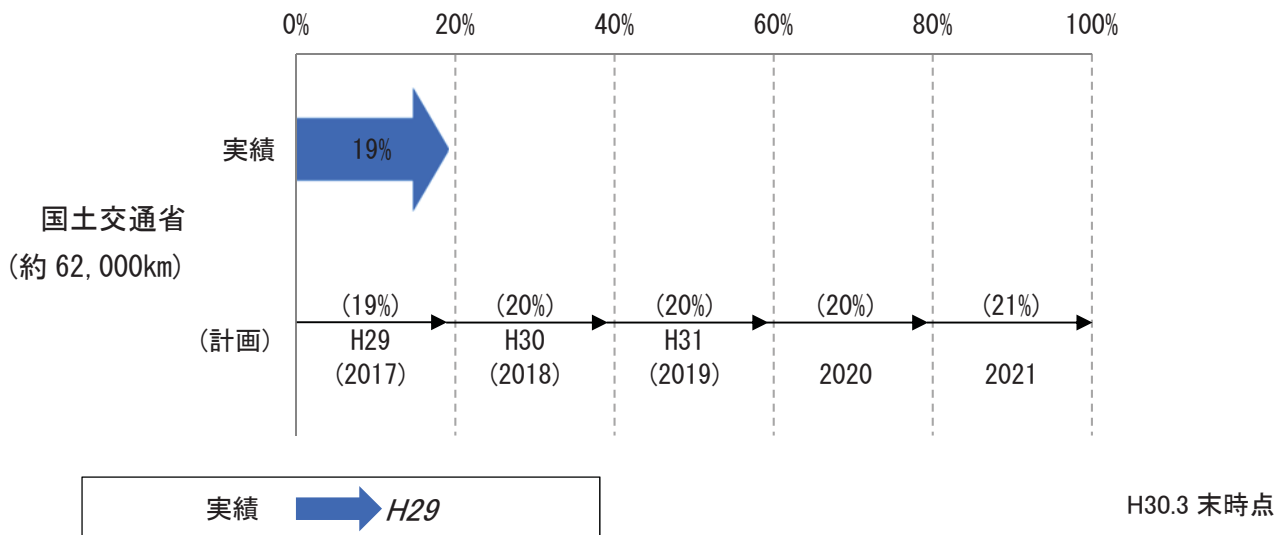
<コンクリート舗装>

区分		状態
I	健全	損傷レベル小：目地部に目地材が充填されている状態を保持し、路盤以下への雨水の浸入や目地溝に土砂や異物が詰まることができないと想定される状態であり、ひび割れも認められない状態
II	補修段階	損傷レベル中：目地部の目地材が飛散等しており、路盤以下への雨水の浸入や目地溝に土砂や異物が詰まる恐れがあると想定される状態、目地部で角欠けが生じている状態
III	修繕段階	損傷レベル大：コンクリート版において、版央付近又はその前後に横断ひび割れが全幅員にわたっていて、一枚の版として輪荷重を支える機能が失われている可能性が高いと考えられる状態、または、目地部に段差が生じたりコンクリート版の隅角部に角欠けへの進展が想定されるひび割れが生じているなど、コンクリート版と路盤の間に隙間が存在する可能性が高いと考えられる状態

4) 点検実施状況及び点検結果

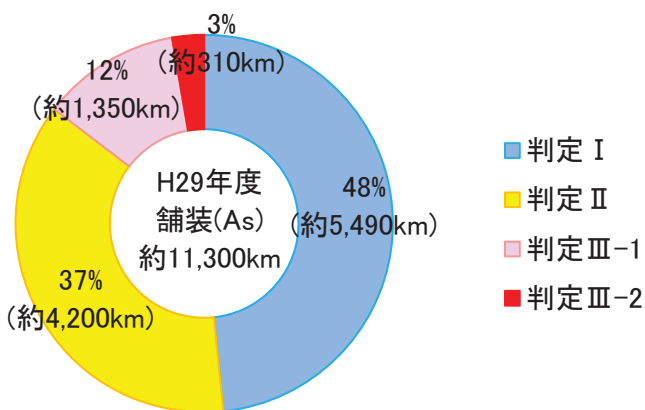
- 国土交通省の管理する道路での舗装の定期点検実施率は、計画通り 19%と着実に進捗しています。
- 判定区分の割合（延べ車線延長^{*}ベース）は、アスファルト舗装：Ⅰ 48%、Ⅱ 37%、Ⅲ-1 12%、Ⅲ-2 3%、コンクリート舗装：Ⅰ 66%、Ⅱ 29%、Ⅲ 4%です。

○ 5年間の点検計画と点検実施率（延べ車線延長^{*}ベース）

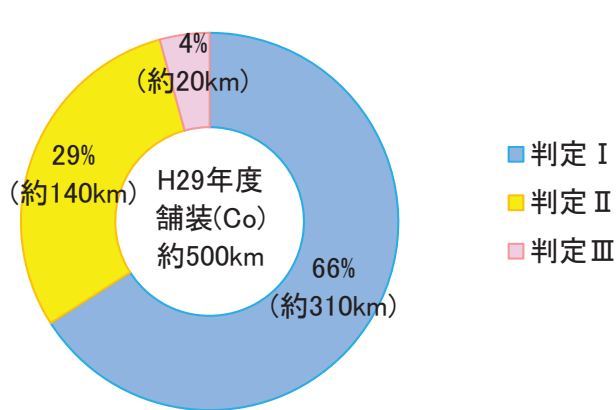


○ 判定区分の割合

アスファルト舗装の健全性判定区分
（延べ車線延長ベース）



コンクリート舗装の健全性判定区分
（延べ車線延長ベース）



H30.3 末時点

※延べ車線延長：点検対象となる車線延長の合計

(4)小規模附属物

1)概要

- 小規模附属物については、門型標識を除く道路標識及び照明施設等の支柱や支柱取付部等について点検を行っています。

2)小規模附属物の点検について

国土交通省では、附属物（標識、照明施設等）点検要領（平成 26 年 6 月 国土交通省 道路局 国道・防災課）に基づき、概ね 10 年に 1 回を目安として近接目視による詳細点検及び、5 年に 1 回を目安として外観目視を基本とする中間点検を実施しています。

国土交通省以外の道路管理者は、小規模附属物点検要領（平成 29 年 3 月 国土交通省 道路局）（技術的助言）を参考に、適切に管理を行っています。

3)小規模附属物の損傷度の診断について

国土交通省の管理する小規模附属物の損傷度の診断は、以下の通り区分します。

区分	状態
a	損傷が認められない
c	損傷が認められる
e	損傷が大きい

4) 点検実施状況と点検結果

- 国土交通省では、約 100 万施設の小規模附属物を管理しています。
- そのうち、平成 29 年度内には約 1 割の施設で詳細点検が行われています。

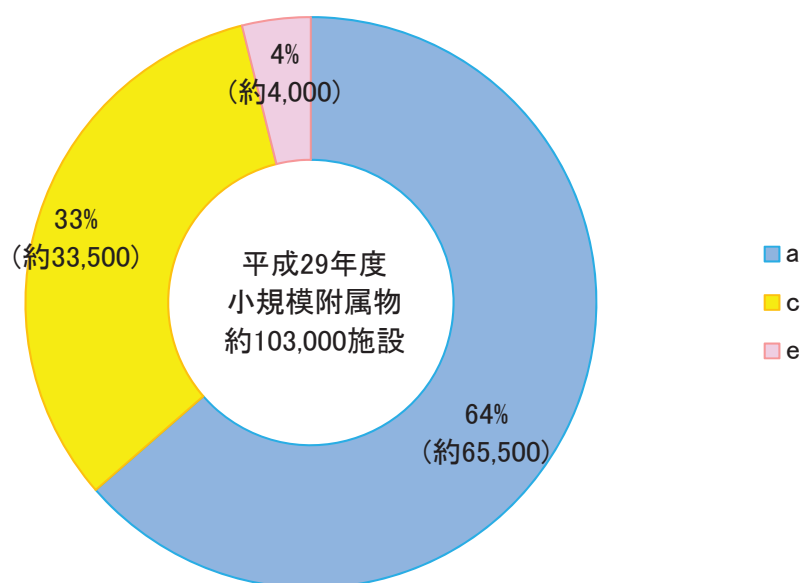
○ 国土交通省の管理施設数、点検実施状況

管理者区分	管理施設数	詳細点検実施数 (H29)	点検実施率
国土交通省	約 1,018,000	約 103,000	10%

H30.3 末時点

○ 国土交通省の点検結果

損傷度の判定区分割合



H30.3 末時点

※: 損傷度の判定区分又は健全性の判定区分が示された施設を計上しています。健全性の判定区分 (I ~ IV) が記録されていたものは、損傷度の判定区分に読み替え (I → a、II → c、IIIとIV → e) で集計しています。

○ 高速道路会社の管理施設数、点検実施状況

管理者区分	管理施設数	定期点検実施数 (H29)	点検実施率
高速道路会社	約 190,000	約 46,000	24%

H30.3 末時点

(5) 土工構造物

1) 概要

○ 土工構造物については、重要度が高い法面等について点検を行うこととしています。

2) 土工構造物の点検について

国土交通省では、道路土工構造物点検要領（平成 30 年 6 月 国土交通省 道路局 国道・技術課）に基づき、長大切土又は高盛土の区域（特定道路土工構造物）については 5 年に 1 回の頻度で近接目視により点検を実施することとしています。

国土交通省以外の道路管理者は、道路土工構造物点検要領（平成 29 年 8 月 国土交通省 道路局）（技術的助言）を参考に、適切に管理を行っています。

3) 土工構造物の健全性の診断について

土工構造物の健全性の診断は、以下の通り区分します。

区分		状態
I	健全	変状はない、もしくは変状があっても対策が必要ない場合（道路の機能に支障が生じていない状態）
II	予防保全段階	変状が確認され、変状の進行度合いの観察が一定期間必要な場合（道路の機能に支障が生じていないが、別途、詳細な調査の実施や定期的な観察などの措置が望ましい状態）
III	早期措置段階	変状が確認され、かつ次回点検までにさらに進行すると想定されることから構造物の崩壊が予想されるため、できるだけ速やかに措置を講ずることが望ましい場合（道路の機能に支障は生じていないが、次回点検までに支障が生じる可能性があり、できるだけ速やかに措置を講ずることが望ましい状態）
IV	緊急措置段階	変状が著しく、大規模な崩壊に繋がるおそれがあると判断され、緊急的な措置が必要な場合（道路の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態）

4) 管理施設数

○ 国土交通省及び高速道路会社では、約 4 万施設の特定道路土工構造物を管理しています。

○ 管理施設数(点検対象施設数)

管理者区分	管理施設数
国土交通省	約 18,000
高速道路会社	約 23,000
計	約 41,000

H30.3 末時点